

国際的な化学物質対策の動向

—SAICM(国際的な化学物質管理のための戦略的
アプローチ)を中心に—

平成24年2月17日

化学物質の安全管理に関するシンポジウム

環境省環境保健部環境安全課長

早水輝好

主な内容

1. 国際的な化学物質対策の流れ

- 国際的な化学物質対策の流れ
- 国際条約に関する動向(水銀条約交渉を含む)

2. SAICMの経緯と進捗

- SAICMの採択経緯と概要
- 第2回国際化学物質管理会議(ICCM)の結果
- 第1回公開作業部会(OEWG)の結果
- 我が国におけるSAICMの実施と今後の取組

1. 国際的な化学物質対策の流れ

国際的な化学物質対策の流れ

○1970～80年代：経済協力開発機構（OECD）（試験法など共通ルールの設定等）、世界保健機関（WHO）（環境保健クライテリアの作成）、国連環境計画（UNEP）などの国際機関がリード。

（例）OECD環境保健安全プログラムの取組

- ・1971年：化学物質管理の効率性・有効性の向上、化学物質の貿易における非関税障壁の最小化等を目的に設立
- ・1970年代～：特定の有害化学物質の情報の共有、新規化学物質の評価法（試験法・リスク管理方法）の開発
- ・1980年代～：リスク評価方法、リスク管理手法、化学事故の防止等、既存化学物質対策
- ・1990年代～：農薬、バイオテクノロジーを利用した製品、PRTR
- ・最近の動向：新たな手法の開発（QSAR、内分泌かく乱作用の試験法等）、新たな課題への対応（ナノ材料、フッ素系化合物（PFOS等））、非加盟国への知見等の提供 など

国際的な化学物質対策の流れ(続き)

- 1990年代～:地球環境問題に対する世界的な注目
- 1992年:環境と開発に関する国連会議(リオサミット)
 - ・アジェンダ21を採択。その第19章「有害かつ危険な製品の不法な国際取引の防止を含む化学物質の環境上適正な管理」において、国際的な化学物質対策として必要な取組等を提示。
- 様々な国際的合意や取組の進展
 - ・化学物質対策に関連する国際条約の制定・実施
 - ・GHS (Globally Harmonized System of Classification and Labeling) (2003年勧告):危険有害性分類やラベル表示の統一化
 - ・「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)」の採択(2006年)(後ほど詳述)
 - ・地域での取組:EUのREACH、日中韓化学物質政策ダイアローグなど

国際条約に関する動向

○化学物質対策(及び廃棄物)に関する条約

- ・「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」(1989年採択、1992年発効)

- 有害廃棄物の越境移動等に伴う環境汚染を防止するため、国際的な規制等の枠組み及び手法等を規定。

- ・「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約(PIC条約)」(1998年採択、2004年発効)

- 対象とされた有害化学物質(及び駆除剤)の国際貿易に際し、事前通報や意思確認等を義務付け。

- ・「残留性有機汚染物質(POPs)に関するストックホルム条約」(2001年採択、2004年発効)

- PCB・DDTなどのPOPsによる地球規模の環境汚染を防止するため、製造・使用の禁止・制限、排出の削減等を規定。 6

水銀条約交渉に関する動向

○水銀に関する条約の制定に向けた議論の経緯

- ・2009年2月：第25回UNEP管理理事会（GC25）における合意
 - －水銀によるリスク削減のための条約を制定する。
 - －そのための政府間交渉委員会を設置して、2010年に交渉を開始し、2013年までのとりまとめを目指す。
- ・政府間交渉委員会における検討事項（GC25決議に基づく）
 - －水銀供給の削減と環境上適正な保管能力の強化
 - －製品及び工程中の水銀需要の削減
 - －水銀の国際貿易の削減
 - －水銀の大気放出の削減
 - －水銀含有廃棄物及び汚染サイト回復に関する取組
 - －途上国への技術・資金支援、普及啓発 等
- ・我が国は、水俣病経験国として国際交渉に積極的に貢献。

水銀条約交渉に関する動向(続き)

○政府間交渉委員会(INC)等の日程等

- ・2010年 6月7～11日 第1回INC (ストックホルム(スウェーデン))

→ 議長及び議長団(ビューロー)を選出。各国が項目ごとに意見陳述。

- ・2011年 1月24～28日 第2回INC (千葉市)

→ UNEP事務局が作成した条約の骨子案をもとに、条約に盛り込むべき内容について議論。

- ・2011年 10月31日～11月4日 第3回INC (ナイロビ(ケニア))

→ UNEP事務局が作成した条約の条文案について、条項ごとに議論。いくつかの分野については、少人数のコンタクトグループで本格的に議論。

- ・2012年 6月27日～7月2日 第4回INC (プンタ・デル・エステ(ウルグアイ))

- ・2013年 初め 第5回INC (スイス又はブラジル)

2月 第27回UNEP管理理事会(INCの結果報告)

後半頃 外交会議(条約の署名・採択)(日本)

2. SAICMの経緯と進捗

SAICM: 採択までの流れ

- 
- ・ 1992年 地球サミットで「アジェンダ21」採択(第19章:有害化学物質の管理)
 - ・ 1994年 化学物質の安全性に関する政府間フォーラム設立
 - ・ 2002年9月 : ヨハネスブルグサミット(WSSD)で「持続可能な開発に関する世界首脳会議のための実施計画」に合意。
 - 予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することを目指す。
 - 2005年までにこのための戦略的アプローチ(SAICM)を策定することを決定
 - ・ 2003~2005年 3回の準備会合、世界5地域における地域会合等
 - ・ 2006年2月 国際化学物質管理会議(ICCM)においてSAICMを採択

SAICMとは

SAICM・・・国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ
(**S**trategic **A**pproach to **I**nternational **C**hemicals **M**anagement)

○目標

- ・2020年までに化学物質が健康や環境への著しい影響を最小とする方法で生産・使用されるようにすること
(WSSD2020目標)

○主な内容

- ・科学的なリスク評価に基づくリスク削減、予防的アプローチ、有害化学物質に関する情報の収集と提供、各国における化学物質管理体制の整備、途上国に対する技術協力の推進等を進めることを定めたもの。

SAICMの3つの文書

1. 国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言

○世界の化学物質管理の方法に根本的な改革が必要とし、2020年目標の確認、子供、胎児、脆弱な集団の保護、情報知識を公衆に利用可能とすること、国の政策、計画、国連機関の作業プログラムの中へのSAICMの統合等が盛り込まれている。

2. 包括的方針戦略

○SAICMの対象範囲、必要性、目的、財政的事項、原則とアプローチ、実施と進捗の評価について定めた文書。

3. 世界行動計画

○SAICMの目的を達成するために関係者がとりうる行動についてのガイダンス文書として、273の行動項目をリストアップ。実施主体、スケジュールなどが示唆されている。

SAICMの特徴

- 条約ではなく、各国が自主的に取り組む仕組み。
- 法規制されている食品添加物や医薬品を除き、様々な化学物質の健康や環境への影響を幅広く対象。
- 先進国と途上国が幅広く参加。地域代表で構成するビューローや地域フォーカルポイントが活動をリード。
- 政府だけではなく、産業界、環境NGOなど、幅広い主体が参加。
- 当初、途上国での予備的な活動を支援するための基金を設置（クイック・スタート・プログラム（QSP））
- 2020年を目標に、3年ごとに国際会議（国際化学物質管理会議：ICCM）で進捗状況を管理。

SAICMに関する国際会議の開催状況

- 
- 2006年2月 第1回ICCMにおいてSAICMを採択
 - 2007年5月 第1回アジア太平洋地域会合(バンコク)
 - 2009年5月 第2回ICCM
 - ・SAICMの実施状況のレビュー
 - ・「新規の課題※」の採択 等

※「ナノテクノロジー及び工業用ナノ材料」、「製品中化学物質」、「電気電子製品のライフサイクルにおける有害物質」及び「塗料中鉛」
 - 2009年11月 第2回アジア太平洋地域会合(北京)
 - 2011年 9月 第3回アジア太平洋地域会合(北京)
 - 2011年11月 第1回公開作業部会(OEWG)(ベオグラード)
 - ・SAICMの実施状況のレビュー
 - ・「新規の課題」に関する 取組状況の報告
 - ・「新規の課題」への追加提案
 - ・途上国への資金・技術支援 等

第2回国際化学物質管理会議 (ICCM) の概要

- 会議期間: 2009年5月11日～15日
- 場所: ジュネーブ(スイス)
- 主催: 国連環境計画 (UNEP)
- 出席者: 世界各国政府代表、関係国際機関、産業界、非政府機関等。我が国からは、環境省、外務省、経済産業省の担当官等が出席。
- 主な議題:
 - ・ SAICM の実施状況のレビュー
 - ・ 喫緊の政策課題
 - ・ 国際的なプログラムの実施及び相互連関
 - ・ 実施のための資金的・技術的リソース
 - ・ 国際機関との協力

第2回ICCMの主な結果

○SAICMの実施状況のレビュー

- ・2020年目標達成のためのこれまでの活動について報告。
- ・途上国における能力の欠如や経済的・技術的支援が必要との指摘。

○新規の課題(SAICMの3文書に盛り込まれていない課題)

- ・「ナノテクノロジー及び工業用ナノ材料」、「製品中化学物質」、「電気電子製品のライフサイクルにおける有害物質」及び「塗料中鉛」を「新規の課題」を選定。
- ・今後の新規の課題の選定方法について決議。
- ・ペルフルオロ化合物(PFCs)についても、「新規の課題」に準じて、化合物を含む製品に関する情報交換についての各国及び国際的な活動拡大等が決定。

○SAICM実施のための財政措置のあり方

- ・SAICM事務局に設置されている信託基金は2013年まで延長。
- ・今後、世界銀行等の国際機関に関係活動の拡大の検討を呼びかけ。

第1回公開作業部会(OEWG)の概要

- 会議期間:2011年11月15日～18日
 - 場所:ベオグラード(セルビア)
 - 主催:国連環境計画(UNEP)
 - 出席者:世界各国政府代表、関係国際機関、産業界、NGO等。
我が国からは、環境省、経済産業省の担当官等が出席。
 - 主な議題:
 - ・SAICMの実施状況のレビュー
 - ・「新規の課題」に関する取組状況の報告
 - ・「新規の課題」への追加提案
 - ・途上国への資金・技術支援
 - ・関連する国際会議に向けた準備 等
- 第3回ICCM(本年9月)で議論される決議案を取りまとめ。

OEWGでの議論：「新規の課題」に関する取組①

○ナノテクノロジー及び工業用ナノ材料

- ・関連する活動をSAICMの「世界行動計画」に盛り込むことを、第3回ICCMに勧告することが決定。具体的な活動内容については、第3回ICCMで議論。
- ・我が国から、OECD、ISO等の国際機関における取組の成果の活用、SAICMの活動と既存の取組の重複回避の必要性等について指摘。
- ・第3回ICCMに向けとりまとめられた決議案の主な内容
 - －ナノ材料についての国際的及び国内の関係者間での情報交換を促進
 - －ナノ材料の環境上適正な管理のため技術ガイダンスを作成

OEWGでの議論：「新規の課題」に関する取組②

○電気電子製品のライフサイクルにおける有害物質

- ・関連する活動をSAICMの「世界行動計画」に盛り込むことを、第3回ICCMに勧告することが決定。具体的な活動内容については、第3回ICCMで議論。
- ・我が国からは、「世界行動計画」と第3回ICCMに向けてとりまとめる決議案の扱いの区別、バーゼル条約における取組等との重複の回避等について指摘。
- ・暫定的にとりまとめられた決議案の主な内容
 - 一電気電子製品の製造への有害化学物質の使用削減等のためのツール、より安全な代替物質の利用等、既存のイニシアチブも含めた、国際的なbest practice resourceの確立に向けた活動の継続

OEWGでの議論：「新規の課題」に関する取組③

○製品中化学物質

- ・化学物質や製品情報の利用可能性に焦点をあて活動を進めていること等が報告。
- ・ライフサイクルを通じた製品中の化学物質の情報のギャップ、製品の安全性確保やリサイクルの推進のための取組継続の必要性等が指摘。
- ・製品中の化学物質についての情報共有等のための国際的なプログラムの設置等を盛り込んだ決議案を、暫定的にとりまとめ。

○塗料中鉛

- ・第2回ICCM以降の取組状況として、「塗料中鉛の廃絶のための国際アライアンス」の設置等について、UNEP等より報告。
- ・参加者の多くが同アライアンスの重要性について認識を共有。同アライアンスを通じて塗料中鉛の廃絶を目指す取組を進めること等を盛り込んだ決議案を、第3回ICCMに向けてとりまとめ。

OEWGでの議論：「新規の課題」への追加提案

「新規の課題」については、追加すべき課題が昨年11月まで各国等に募られ、以下の2課題が提案。

○内分泌かく乱物質

- ・我が国等、多くの国が「新規の課題」への追加を支持。
- ・SAICMの「包括的方針戦略」や「世界行動計画」に既に盛り込まれており重複しているのではないかな等の指摘があったため、第3回ICCMで、「新規の課題」に該当するか検討することに合意。

○環境残留性の高い医薬品汚染物質

- ・各国での取組義務化への懸念、「新規の課題」の対象範囲となるか否かな等について様々な意見が出されたため、第3回ICCMでは追加せず、それ以降に検討することとなった。

OEWGでの議論：その他の主な議論

○ペルフルオロ化合物の管理及びより安全な代替物質への移行

- ・情報交換を目的にOECDとUNEPにより国際グループ(Global PFC Group)が設置され、参加を呼びかけ。

○途上国への資金・技術支援

- ・第3回ICCMまでに終了予定であった、SAICM事務局に設置されている信託基金からの資金拠出期限を、支援決定済みのプロジェクトの終了まで延長。
- ・長期的な資金支援のオプション等について、今後継続して議論。

○保健分野における戦略

- ・保健分野におけるSAICM実施のための戦略を、第3回ICCMで採択するよう作業部会として勧告。

○関連する国際会議に向けた準備

- ・本年6月に開催される「国連持続可能な開発会議(リオ+20)」において、SAICM等の化学物質対策について適切に位置づけるよう各国が要請。 22

SAICMに関するスケジュール

- ・2009年5月 : 第2回ICCM
- ・2009年11月、2011年9月 : アジア太平洋地域会合
- ・2011年11月 : 第1回公開作業部会(OEWG)
- ・2012年 6月 : 国連持続可能な開発会議(リオ+20)
(リオ・デ・ジャネイロ(ブラジル))
- ・2012年 9月 : 第3回ICCM (ケニア(ナイロビ))
 - ・OEWGでの議論を踏まえ、「新規の課題」の今後の活動、今後の途上国への資金支援の枠組み等について議論される見込み。
- ・2015年 第4回ICCM
- ・2020年 第5回ICCM

⇒ 2020年までに化学物質が健康・環境に与える著しい影響を最小化

我が国におけるSAICMの実施

○国内対応

- ・SAICMに沿った化学物質管理への取組を環境基本計画に規定
- ・各種個別施策を推進（化審法改正、化管法見直し等）
- ・関係省庁連絡会議の設置
- ・SAICMの理解促進（セミナーの開催等）

○国際的な対応

- ・アジア太平洋地域の代表のICCM副議長として、域内の議論のとりまとめに貢献
- ・クイックスタートプログラム（QSP）に対応してタイ及びブータンを支援（平成20～22年度）

我が国の今後の取組

- 年度内を目途に、第三次環境基本計画を見直し。「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」を重点分野の一つに位置付け。
- 第三次環境基本計画の見直しと連動しつつ、2012年9月の第3回ICCMに向けて、SAICM関係省庁連絡会議において「SAICM国内実施計画」を策定。
- 国内実施計画の策定の際には、関係者の意見を幅広く反映させるため、近く設置予定の「化学物質と環境に関する政策対話」(仮称)を活用する予定。
- アジア・太平洋地域としての取組も今後検討が必要。

ご清聴ありがとうございました。

(参考)

○環境省ホームページ

化学物質に関する国際的な取組についてのページ

<http://www.env.go.jp/chemi/kokusai.html>

SAICMに関する取組についてのページ

<http://www.env.go.jp/chemi/saicm/index.html>

○UNEP・SAICM事務局のホームページ

<http://www.saicm.org/>